

蕨市水道事業料金・給水業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領

蕨市水道部

蕨市水道事業料金・給水業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 目 的

この要領は、蕨市水道事業料金・給水業務委託の実施にあたり、業務の効率的な運営及び使用者のサービス向上等を図ることを目的として、最適な受託者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものとする。なお、令和9年4月1日より、し尿収集手数料の徴収事務については委託業務から除外する予定である。

2 業務概要

（1）業務名

蕨市水道事業料金・給水業務委託（以下「本業務」という）

（2）業務場所

蕨市水道部内の事務室で執務を行うものとする。

（3）業務内容

本業務の範囲は、次のとおりとし、詳細については、別紙「蕨市水道事業料金・給水業務委託要求水準提示書（以下「業務要求水準提示書」という。）」と別紙「蕨市水道料金システム水準書」（以下「システム水準書」という。）によるものとする。

ア 給水契約に関する業務

イ 水道メーターの検針及び調定に関する業務

ウ 水道料金等の収納に関する業務

エ 電算処理等に関する業務

オ 給水に関する業務

カ 上記の業務に附帯する業務

キ 水道料金システムの構築

（4）契約期間等

契約期間：令和9年4月1日から令和15年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和9年3月31日までの間は、受託者の負担及び責任において、電算処理業務に必要なシステムの構築、お客様窓口の開設準備、検針業務及び徴収業務等の研修並びに現受注者との引き継ぎ等の移行準備期間にあてるものとする。

なお、移行準備に係る経費については、受託者の負担によるものとする。

（5）提案限度額

本業務の提案限度額は、令和9年4月1日から令和15年3月31日までの期間について、総額 917,136,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（6）支払方法

委託料の支払方法は月払いとする。

なお、移行準備期間中において、委託料は支払わないものとする。

3 参加資格

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 本件の公告の日から企画提案書提出日までの期間において、蕨市物品購入等請負業者指名停止基準の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 本件の公告の日から企画提案書提出日までの期間において、蕨市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 8 年要綱第 37 号）の規定による指名除外措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- カ 給水人口が、7 万人以上の規模を有する国内水道事業体の給水区域全域又は、国内水道事業体の給水区域全域の一部（当該給水区域の一部に係る給水人口が 7 万人以上であるものに限る。）において、給水装置の申請にかかる受付、窓口業務及び申請にかかる手数料の徴収業務、給水契約等に係る窓口受付業務、水道メーターの検針業務、滞納整理を含む水道料金等の収納業務、それら業務に関する電算処理業務を自社開発のシステム又は調達したシステムを用い、その運用及び保守管理も含め包括的に引き続き 2 年以上受託している者。（本店又は他の事業所での実績も含む）又、日本国内において地震による液状化現象の可能性が低い地域かつ洪水や津波による被害を受ける可能性が低い地域に立地するデータセンターで、委託者が所有するデータを管理できる者であること。
- キ 水道料金、下水道使用料を一括して徴収事務実績がある者。
- ク 個人情報保護に関する公的認証及び情報セキュリティに関する公的認証を取得している者であること。

(2) 失格事項

次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、本プロポーザルへの参加資格又は優先交渉権者としての決定を取り消すものとする。

- ア 契約締結前に、本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合。
- イ 本プロポーザルの公正な執行を妨げるような不正行為が認められた場合。
- ウ 本プロポーザルに係る書類の提出期限を守らない場合。
- エ 提出書類に不備がある場合。ただし軽微な書類不備等の場合は、この限りではな

い。

オ 提出書類に虚偽の記載が発覚した場合。

カ 提出書類がこの要領及び業務仕様書に定める事項に適合しない場合。

キ 本プロポーザルへの参加を辞退した場合。

4 実施日程

	内容	日程
1	参加募集の公告及び関係書類の交付期間	令和8年9月4日（金）から10月2日（金）まで
2	プロポーザル実施に係る質問書提出期限	令和8年9月11日（金）17時まで
3	プロポーザル実施に係る質問書回答期限	令和8年9月18日（金）17時まで
4	参加表明書及び企画提案書提出期限	令和8年10月2日（金）17時まで
5	プレゼンテーション	令和8年10月下旬
6	事業者の検討・内部決定	令和8年11月上旬
7	審査結果通知	令和8年11月上旬
8	事務引継期間	令和8年11月中旬から3月（約5か月）
9	契約締結	令和8年11月中旬

※上記日程は、手続きの進捗状況や都合により変更する場合がある

5 提出書類

本プロポーザル方式に参加するものは、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 参加表明書及び参加資格確認書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 会社概要（様式3）

※事業内容及び会社沿革については、パンフレット等に代えることは差し支えない。

エ 会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1部

オ「法人税」及び「消費税及び地方消費税」納税証明書 原本1部

※会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」納税証明書は、申請日の前月1日以降に発行されたものに限る。

カ 業務受託実績表（様式4）

※業務受託実績を証明する契約書等の写し

キ 個人情報保護に関する公的認証及び情報セキュリティに関する公的認証を取得していることを証明できる書類（認定書等）の写し

※ 提出する各種様式の記名押印欄には、本市物品入札（見積）参加資格登録の申請にあたり代理人（支店・営業所等）に契約権限を委任することとして申請した事業者にあつては、代理人として登録した者の名称、役職・氏名及び住所を記名し、登

録した使用印を用いること。

(2) 企画提案書

※企画提案書作成要領のとおり作成すること。

(3) 見積書及び見積内訳書

※見積書及び見積内訳書については、様式は指定しない。ただし、見積内訳書については、給水契約に関する業務・検針及び水道料金調定に関する業務・水道料金等収納に関する業務・電算処理等に関する業務・給水装置受付等に関する業務・付帯業務・物件費・印刷製本費・電算システム費・一般管理費の各項目ごとに内訳金額がわかるように記載すること。

※委託業務に係る提案見積価格が提案見積限度額 917,136,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えていないこと。なお、提案見積限度額は契約（予定）金額を示すものではない。

(4) 提出部数 各 1 部（企画提案書のみ正本 1 部、副本 4 部）

(5) 提出期限 令和 8 年 10 月 2 日（金）17 時 00 分まで

(6) 提出先 〒335-0004

埼玉県蕨市中央 2 丁目 10 番 6 号

蕨市水道部業務課

電話番号：048-431-3507

(7) 提出方法

訪問予定を連絡の上で、持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残るものを必ず利用して郵送する。

6 質問の受付及び回答

本実施要領、その他配布資料について不明な点がある場合は、下記の方法により行うこと。

(1) 質問方法

質問書（様式 5）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には、「プロポーザルに係る質問【参加事業者名】」と明記し、メール送信後、電話による質問書到達の確認連絡を行うこと。なお、電子メール以外の方法（電話、来庁、口頭によるもの）による質問については受け付けず、これらに対する回答は行わない。

※ 質問書の様式は、蕨市公式ホームページからダウンロードすること。

(2) 受付期限

令和 8 年 9 月 11 日（金）17 時 00 分まで

※ 期限を過ぎての質問については、受付しないものとする。

(3) 電子メール送信先

【事務局】

E-mail : suidou@city.warabi.saitama.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答については、質問回答書として取りまとめ、全ての参加事業者へ電子メールにて送信する。なお、質問及び回答の内容は、本実施要領およびその他配布資料の補足又は解釈を示すものとして、本実施要領及びその他配布資料の一部として取り扱う。

(5) 回答期限

令和8年9月18日（金）17時00分まで

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの詳細な実施日時及び場所については、別途通知を行うものとする。

(2) 実施時間

参加事業者ごとの持ち時間は30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度）とし、準備及び撤収に要する時間は実施時間に含まないものとする。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションの形式は自由とする。電子機器を使用する場合、スクリーン及びパソコン等その他必要な機器は参加事業者が持参すること。

イ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書に記載されているもののみとし、新たな提案等を企画提案書に加えること並びにその他の追加資料等の提出及び説明はできないものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの出席人数は、企画提案書等の内容を熟知している社員5名以内とする。

エ 交通機関の事故による遅延等やむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

8 受託候補事業者の選定及び決定

(1) 受託候補事業者の選定方法

提出された参加表明、参加資格確認書書類、企画提案書及びプレゼンテーション等による審査を行い、(2)の選定に当たっての審査基準に最も適合する応募者を受託候補事業者とします。審査の結果は、すべての応募者に文書で連絡します。また、蕨市

公式ホームページにおいて選定結果を公表します。

(2) 選定に当たっての審査基準

	審査基準	配点
1	会社概要及び経営状況	50
2	業務実施体制	50
3	各業務の執行に関する企画技術提案	60
4	個別事項に対する企画技術提案	90
5	プレゼンテーション及びヒアリング	20
6	業務委託見積書及び見積内訳書	80

(3) 審査のポイント

- ア 参加資格に適合しているか。
- イ 安定的かつ継続的に業務を行っていくための経営基盤、財政基盤を有しているか。
- ウ 委託業務を専門業務として受託した実績を有し、より豊富な実績を有しているか。
- エ 業務を委託するにあたり、社会的に信頼性の高いパートナーであるか。
- オ 安定的かつ確実に業務執行しうる体制が整えられているか。
- カ 計画的かつ確実に業務実施に向けた準備が行えるか。
- キ 重要性を十分認識し、より安全性の高い個人情報の取扱いを確保できるか。
- ク 危機管理について適切な対策が講じられているか。
- ケ 計画的かつ確実な業務執行を確保し、自律的に評価、検証及び改善していけるか。
- コ 個別事項の課題への理解度、企画内容の妥当性及び実現性があるか。
- サ 見積書の費用項目がもれなく記載され、具体的に内訳が記載されているか。
- シ 見積額がより低廉で妥当性があり、かつ安定した運営が可能であるか。

9 その他

- (1) 本業務は公募型プロポーザル方式により最終選考者を決定し、最終選考者を対象とした随意契約を実施する。
- (2) 参加表明手続き及び提案等に伴う費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された関係資料、企画提案書については、法令等に定めがある場合を除き、漏洩無きよう管理に努め、提案者の許可無く、第三者に対し一切の提供はしない。なお、提出された資料及び企画提案書等の返却はしない。
- (4) 結果に対する異議申し立て、不服は一切受け付けない。

10 問い合わせ先

埼玉県蕨市水道部業務課

住所 〒335-0004 埼玉県蕨市中央2-10-6

電話 048-431-3507

FAX 0 4 8 - 4 3 1 - 4 1 4 4

E-mail suidou@city.warabi.saitama.jp